

○ 六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う取締りの更なる強化等について  
(通達)

〔 令和2年4月8日組対甲達第21号等  
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

対号 平成29年4月4日付け組対甲達第9号、務甲達第30号、生企甲達第36号、  
刑企甲達第35号、交企甲達第32号、公甲達第19号「指定暴力団六代目山  
口組と神戸山口組との対立抗争に伴う更なる取締りの強化等について  
(通達)」

当県においては、対号に基づき、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う取締りを推進してきたところ、本年1月に両団体が特定抗争指定暴力団等に指定されて以降は銃器を使用した殺人事件の続発といった状況は発生していないが、対立抗争を封じるため、対号に基づき設置した、別紙「六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部」を継続し、両団体に対する取締りの更なる強化等を図ることとした。

各所属にあっては、下記の点に留意しつつ、一層の取組の強化等を図られたい。  
なお、対号は廃止する。

記

1 体制の継続

警察本部においては、別紙のとおり、部門横断的な取締り体制による、両団体に対する集中取締本部を継続するもので、各署においても、集中取締本部を継続すること。

2 関連情報の収集

両団体に係る各種情報収集の強化に努め、関連情報を入手した際には、断片的なものを含めて組織犯罪対策課に速報すること。

3 取締りの強化

対立抗争に起因する事件の続発を防止するため、その火種となり得るものを含め、両団体に対する取締りを徹底的に行うこと。

また、事件の掘り起こしにより、組織トップを含む構成員等を大量に検挙隔離し、組織の弱体化に努めること。併せて、徹底した情報収集と捜索により、銃器等の押収に努めること。

4 警戒の強化

これまでに銃器を使用した殺傷事件が発生していることを踏まえ、警戒に当たっては、万が一にも一般市民が巻き添えになることがないように、場所の選定、警戒態勢、要員の配置、警戒の方法等について十分に検討し、市民の安全確保に万全を期すとと

もに、装備資機材を活用して受傷事故の防止にも十分に留意し、不安を感じている一般市民が多いとみられることを踏まえ、市民に対する適切な情報提供等に努めること。

また、管内の攻撃対象となる可能性が高い人物・関係先等に対する警戒方法等の点検・見直しを行うなど、不法行為の抑止、警戒の更なる強化に努めること。

なお、両団体による対立抗争が長期化しているため、幹部は様々な機会を捉えて警戒要員に対する督励を実施し、緊張感の保持に努めること。